

# 業務指示書

## ペルー国エネルギー効率化インフラ支援プログラム（開発金融借款）にかかる案件 実施支援調査（SAPI）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月25日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギーに係る開発金融支援の各種調査・実施促進業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/省エネ・金融支援・実施促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：省エネまたは円借款開発金融借款に係る調査・実施促進業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネ・金融制度】

- 1) 類似業務の経験：省エネまたは円借款開発金融借款に係る調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PEN11 = 36.382 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.900 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。  
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネ・金融支援・実施促進  
省エネ・金融制度

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年2月15日(日)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表

ペルー国エネルギー効率化インフラ支援プログラム（開発金融借款）にかかる案件実施支援調査（SAPI）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネ・金融支援・実施促進	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 省エネ・金融制度	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ペルーでは近年の急速な経済成長により、2011年までの8年間にエネルギー需要（最終消費量）が年平均約8%増加しており、これに天然ガスを主としたエネルギー源で対応してきた。2013～2022年には年8.2%の電力需要増が見込まれており、2030年には発電・供給能力を現在の約3倍に増やす必要がある（出所：エネルギー鉱山省、ペルー電力セクター2012）。こうした発電能力増強に際しては、水力やその他再生可能エネルギー源の利用を拡大させるエネルギー政策の推進・維持とともに、増加していくエネルギー需要への対策として、特にエネルギーを消費している部門でのエネルギー効率化（生産部門での省エネ、運輸部門での低公害車導入等）を図ることが求められている。

このような状況から、JICAは円借款事業「エネルギー効率化インフラ支援プログラム」（2012年10月借款契約締結済のツーステップローン）（以降「本TSL」という）により、カウンターパート機関であるペルー開発金融公社（以下「COFIDE」という）を通じ、主に民間部門によるエネルギー効率化や再生可能エネルギーへの投資を促進することで、同国のエネルギー分野における気候変動対策の取組みを支援している。本TSLの資金は、COFIDEから仲介金融機関（Intermediary Financial Institutions、以下「IFI」という）にサブローンとして転貸され、IFIがエンドユーザーである民間企業等に対し、対象サブプロジェクトの実施に必要な中長期資金を供与するツーステップローン形式の開発金融借款である。サブローン対象コンポーネントは①公共バスの天然ガス車への転換、②低排ガスディーゼル車の購入（以下「ディーゼルコンポーネント」という）、③再生可能エネルギーの普及、④省エネルギーの促進（以下「省エネコンポーネント」という）となっている。

このうち、これまでCOFIDEは、①の天然ガス車への転換事業や③の再生可能エネルギーの普及事業への融資は多くの実績を有するが、②のディーゼルコンポーネントや④の省エネコンポーネントについて融資実績が殆どなく、本TSLの実施促進には、これらコンポーネントの実施促進が求められるため、COFIDEに対し、阻害要因を十分に分析した上で融資制度構築やサブプロジェクト形成・進捗フォロー支援等をきめ細かく行う必要がある。

本業務は、ディーゼルコンポーネントおよび省エネコンポーネントについて、融資制度構築から貸付実行（ディスバース）までの一連のプロセスについて支援を行い、もって本TSLの実施促進を支援するものである。

### 2. 業務の目的

本業務は、ペルーにおいて実施中の円借款事業「エネルギー効率化インフラ支援プログラム」の実施促進を支援するため、ディーゼルコンポーネントおよび省エネコンポーネントについて、融資制度構築から貸付実行（ディスバース）までの一連のプロセスについて支援を行う。

### 3. 対象地域

ペルー／リマ市および地方都市（アレキパ、ピウラ等）

なお、ペルーにおける地方都市の訪問回数については以下の5. 実施方針および留意事項（2）7)を参照。

#### 4. 相手国関係機関

ペルー開発金融公社（Corporación Financiera de Desarrollo（COFIDE））

#### 5. 実施方針および留意事項

##### （1）実施方針

ペルーには、低排ガスディーゼル車の購入や省エネルギー機器の導入に対する公的金融機関による支援例が殆ど無いため、本業務では、融資支援阻害要因を精緻に分析した上で明らかにし、ディーゼルコンポーネントおよび省エネコンポーネントについて融資制度構築（申請書や審査書類ひな形の作成等）から貸付実行（ディスバース）までの一連のプロセスについて支援を行う。

##### （2）留意事項

- 1) COFIDE にはまだディーゼルコンポーネントおよび省エネコンポーネントへの融資実績が殆ど無いが、本業務の実施においては、本 TSL の他のコンポーネント（公共バスの天然ガス車への転換および再生可能エネルギーの普及）と比較しつつ、実施体制や必要書類の整備状況等、現在 COFIDE が抱える本 TSL の実施促進にかかる阻害要因について十分に分析を行い、当該分析を踏まえた実施促進方法についてまとめる。また、作業工程等の作成には、COFIDE 内の手続き等を十分に考慮する。
- 2) ペルーの会計年度は 1 月に始まり、コンサルタント雇用等の手続きは会計年度当初から開始されるため、以下の6. 業務内容（4）に示すコンサルタントの雇用等の手続きや JICA への進捗報告は、本業務の初期段階に重点的に実施する。
- 3) 本 TSL の省エネコンポーネントは、10%のエネルギー効率化が本 TSL 活用の要件となっているが、ペルーには省エネ効果の測定・認証やモニタリングを行う機関および企業がほとんどない。したがって、10%のエネルギー効率化の判断方法を十分に検討し、COFIDE と協議した上で、10%のエネルギー効率化を如何に認定するかを提案する。
- 4) 本 TSL の省エネコンポーネントについて、本邦企業からも本 TSL を活用した自社の高効率・高品質の省エネ型機器の導入の可能性が期待されている。したがって、省エネコンポーネントの融資制度構築の際には、当該コンポーネントに関心を有する本邦企業および当該企業の顧客企業からも意見聴取し、本邦企業機器の導入の可能性が高まる融資制度となるよう検討する。
- 5) 本 TSL のディーゼルコンポーネントについて、中型から大型トラックの分野において本邦企業の受注の可能性がある。したがって、ディーゼルコンポーネントの融資制度構築に際しては、当該コンポーネントに関心を有する本邦企業および当該者の顧客企業からも意見聴取し、本邦企業による本 TSL 活用の可能性が高まる融資制度となるよう検討する。

- 6) 本 TSL においては、本業務に関連し、円借款により以下のコンサルタントが雇用される。これらコンサルタントは本業務により構築される融資制度の下で活動を行うため、本業務の実施に際しては、本業務の終了後にこれらコンサルタントが自身で活動を継続的に実施できるよう、十分に調整しながら進める。
- ① 事業全体監理コンサルタント:サブローン促進やマーケティング活動にかかる COFIDE および仲介金融機関向けの支援等を行う。
  - ② 省エネコンサルタント:省エネコンポーネントに対する省エネ診断、省エネ機器リスト作成・更新、仲介金融機関および COFIDE に対する省エネコンポーネントのサブローンにかかる技術審査支援等を行う。
  - ③ 低排ガスディーゼル車コンサルタント:ディーゼルコンポーネントのサブローンにかかる排出基準順守確認の支援を行う。
- 7) 以下 6. 業務内容 (1 1) 1) および (1 2) 1) に記載のエンドユーザー候補企業の訪問について、地方都市にて事業を行う水産および鉱山分野等の企業が含まれる可能性があることから、本業務において地方都市への訪問を計 4 回行うことを想定し、積算においては、第 3 2. (4) 記載の現地補助要員/現地再委託による人員を含め、航空運賃を 5 万円/回・人で算出する。

## 6. 業務内容

### 【第一次国内調査】

- (1) JICA との打合せ、および既存の関連資料、情報、データを整理、分析、検討し、本 TSL および本業務の背景・必要性・内容を把握するとともに、詳細な調査内容および工程を検討する。
- (2) 上記 (1) の結果を取りまとめてインセプションレポート (IC/R) を作成し、内容について JICA と協議を行い、協議結果を踏まえてレポートの内容を修正し、承認を得る。

### 【第一次現地調査】

- (3) IC/R を JICA ペルー事務所および相手国関係機関に説明する。なお、定期的に JICA に対し進捗報告を行う。
- (4) 本 TSL の実施促進に向け、COFIDE に対する以下の支援を行う。
  - 1) COFIDE が本 TSL の下で雇用するコンサルタントの雇用手続き支援
  - 2) COFIDE による貸付実行手続きおよび JICA を含む関係機関に対する案件進捗報告にかかる支援
- (5) COFIDE との打合せ、入手資料等を通じ、省エネコンポーネントおよびディーゼルコンポーネントの進捗状況を確認する。その上で、最適と思われる両コンポーネントの融資制度およびサブプロジェクトの形成に向けた大枠の進め方について合意する。
- (6) COFIDE に対し、省エネコンポーネントの実施促進に向け、以下に挙げる省エネコンポーネントの融資制度構築に係る支援を行う。

- 1) 10%のエネルギー効率化が期待できる省エネ機器リストの作成（購入先・価格等も含めたリスト。本邦企業製品の導入も検討）
- 2) 省エネコンポーネントの対象事業候補のリスト作成。特に、導入にかかる需要が高く、またスケールアップが可能な事業で、関連機器、部品、メンテナンス等国内市場が形成されている事業を優先させる。
- 3) 上記（6） 1)および2)でリストアップされた代表的な省エネ機器や対象事業候補における、10%のエネルギー効率化の測定方法およびエンドユーザーの投資回収期間を含む金銭的メリットの算出方法（本TSLで求められている「エネルギー効率化10%」の定義付け、判断根拠の設定等）の検討・作成
- 4) 本TSLのエンドユーザーから仲介金融機関を通じてCOFIDEに申請される、省エネコンポーネントのサブローン申請にかかるフロー策定支援（申請書、ビジネスプランや保証等の審査書類ひな形等の作成を含む）
- 5) COFIDEおよび仲介金融機関のための省エネコンポーネントのサブローンの審査基準および審査手法の作成支援
- 6) 省エネ機器の購入先および金融機関との融資契約や保証契約等の契約ひな形の作成
- 7) 必要に応じて、本TSLのためにCOFIDEおよび仲介金融機関間で合意したOperational Regulationで定められている、省エネコンポーネントの対象事業の選定クライテリアの修正

(7) COFIDEに対し、ディーゼルコンポーネントの実施促進に向け、以下に挙げるディーゼルコンポーネントの融資制度構築に係る支援を行う。

- 1) ディーゼルコンポーネントの排ガス規制に関する情報のアップデート、排ガス基準順守の確認方法（確認のための指標作成を含む）の検討・作成
- 2) ディーゼルコンポーネントの実施によるGHG排出削減量（トン-CO2/年）の算定方法の検討・作成
- 3) ディーゼルコンポーネントの基準を順守する低排ガスディーゼル車のリスト作成（本邦企業車両導入の検討含む）
- 4) 本TSLのエンドユーザーから仲介金融機関を通じてCOFIDEに申請される、ディーゼルコンポーネントのサブローン申請にかかるフロー策定支援（申請書、ビジネスプランや保証等の審査書類ひな形等の作成を含む）
- 5) COFIDEおよび仲介金融機関のためのディーゼルサブローンの審査基準および審査手法の作成支援
- 6) 低排ガスディーゼル車の購入先および金融機関との融資契約や保証契約等の契約ひな形の作成
- 7) 必要に応じて、本TSLのためにCOFIDEおよび仲介金融機関間で合意したOperational Regulationで定めている、ディーゼルコンポーネントの選定クライテリアの修正。

(8) 上記（6）および（7）で作成したリスト、各種ひな形、審査基準、選定クライテリア等を含む第一次現地調査の結果を第一次現地調査結果報告書（和文・西文）にまとめ、COFIDEおよびJICAペルー事務所に提出し、進捗状況について報告する。

【第二次国内調査】

- (9) 第一次現地調査の結果について、第一次現地調査結果報告書を用いてJICAに報告する。

【第二次現地調査】

- (10) 第二次現地調査開始時にJICAペルー事務所およびCOFIDEに第二次現地調査計画の概要（現地調査内容および日程等）を書面にて説明する。また、定期的にJICAに対し進捗報告を行う。
- (11) 省エネ効果の高い機器を導入するパイロットプロジェクト(3件程度を想定)についてサブローン形成の支援を行う。具体的には以下の取組を実施する。
- 1) 省エネ効果の高い機器の購入を希望するエンドユーザー候補企業を訪問し、本TSLの概要、付随サービス、本TSLを利用するメリット等について説明し、本TSLの営業活動の支援を行う。
  - 2) COFIDEとともに、省エネ効果の高い機器の購入を希望するエンドユーザー候補企業向けの小規模ワークショップ(20社程度を招待し、COFIDEの会議室を使用することを想定)を企画する。なお、当該ワークショップの概要(日程、プログラム、招待企業等)については、事前にJICAの承認を得る。
  - 3) 上記(11)2)に記載の小規模ワークショップを開催する。
  - 4) 上記(11)1)および2)において関心を表明したエンドユーザー候補企業と、付随サービスの一つである省エネ診断実施に向けて調整する。
  - 5) 省エネ診断を実施した上で、省エネ診断報告書および投資計画書(案)を作成し、COFIDEおよびエンドユーザー候補企業に報告する。
  - 6) 省エネ機器購入以外で実施可能な省エネ活動があれば(例えば清掃の頻度の増加、部品の交換等)、エンドユーザー候補企業に対して実地で指導し、省エネ診断報告書にも記載する。
  - 7) エンドユーザー候補企業が省エネ機器購入等の投資に踏み切る場合には、当該エンドユーザー候補企業に対して、上記(6)4)の申請書作成や、サブプロジェクトの省エネ効果や指標作成等の実務上の支援を行う(測定方法、モニタリング方法の指導含む)。
  - 8) 仲介金融機関およびCOFIDEに対し、エンドユーザー候補企業からのサブローン申請のスクリーニングに係る指導、パイロットプロジェクトに係る審査ポイントを説明する。必要に応じて、仲介金融機関およびCOFIDEに対しパイロットプロジェクトの実際の審査業務を側面支援する。
  - 9) パイロットプロジェクト実施により得た気づきや留意点をまとめ、次期調査時におけるパイロットプロジェクト実施時に反映する。必要に応じて、上記(6)7)のOperational Regulationの省エネ事業の選定クライテリアの修正を行う。
- (12) 低排ガスディーゼル車の購入するパイロットプロジェクト(3件程度を想定)についてサブローン形成の支援を行う。具体的には以下の取組を支援する。
- 1) 低排ガスディーゼル車の購入を希望しているエンドユーザー候補企業を訪問し、本TSLの概要、付随サービス、本TSLを利用するメリット等について説明し、本TSLの営業活動の支援を行う。

- 2) COFIDEとともに、低排ガスディーゼル車の購入を希望しているエンドユーザー候補企業向けの小規模ワークショップ（20社程度を招待し、COFIDEの会議室を使用することを想定）を企画する。なお、当該ワークショップの概要（日程、プログラム、招待企業等）については、事前にJICAの承認を得る。
- 3) 上記（12）2)に記載の小規模ワークショップを開催する。
- 4) エンドユーザー候補企業が低排ガスディーゼル車購入等の投資に踏み切る場合には、上記（7）4)の申請書作成等の実務上の支援を行う。
- 5) 仲介金融機関およびCOFIDEに対し、エンドユーザー候補企業からのサブローン申請のスクリーニングに係る指導、パイロットプロジェクトに係る審査ポイントを説明する。必要に応じて、仲介金融機関およびCOFIDEに対しパイロットプロジェクトの実際の審査業務を側面支援する。
- 6) パイロットプロジェクト実施により得た気づきや留意点をまとめ、次期調査時におけるパイロットプロジェクト実施時に反映する。必要に応じて、上記（7）7)のOperational Regulationの低排ガスディーゼル車選定クライテリアの修正を行う。

（13）第二次現地調査結果報告書（和文・西文）を作成し、COFIDEおよびJICAペルー事務所へ提出し、進捗状況について報告する。

#### 【第三次国内調査】

（14）第二次現地調査の結果について、第二次現地調査結果報告書（和文・西文）をJICAに提出し、進捗状況について報告する。

#### 【第三次現地調査】

（15）第三次現地調査開始時にJICAペルー事務所およびCOFIDEに第三次現地調査計画の概要（現地調査内容および日程等）を書面にて説明する。また、定期的にJICAに対し進捗報告を行う。

（16）第二次現地調査において支援を行った各パイロットプロジェクトについて、進捗を確認し、支援が必要な事項があれば対応する。

（17）COFIDE、および、必要に応じて、本TSLにより雇用される事業全体監理コンサルタントとの協働体制で、パイロットプロジェクトの経験を活かし、本TSLの省エネコンポーネントの実施促進に向け、以下の支援を行う。

- 1) パイロットプロジェクト実施により得た気づきや留意点に基づき、必要に応じて、省エネコンポーネントの融資制度を更新する。
- 2) 本TSLの活用可能性のあるエンドユーザー候補企業を特定し（エンドユーザー候補企業のリストアップ）、営業方法を検討の上、COFIDEに提言する。
- 3) 必要に応じて、上記エンドユーザー候補企業に対し、省エネ機器メーカー等とのマッチングの側面支援を行う。
- 4) 投資への関心を示した上記エンドユーザー候補に対し、本TSLの下で提供される付随サービスの申請手続きの側面支援を行う。
- 5) 本TSLにより雇用される省エネコンサルタントが実施する、省エネ診断等の

本TSL付随サービスに対する技術的な側面支援を行う。

- 6) 投資を決定したエンドユーザー候補企業へ、仲介金融機関へのサブローン申請手続きを側面支援する。
  - 7) 必要に応じて、仲介金融機関およびCOFIDEに対して、省エネコンポーネントのサブローンにかかる審査手続きの側面支援を行う（技術審査支援、省エネ効果測定支援等）。
  - 8) 必要に応じて、仲介金融機関およびCOFIDEに対して、省エネコンポーネントの融資制度を説明し、エンドユーザー候補企業からのサブローン申請のスクリーニング方法や審査時のポイントについて説明する（技術的側面や省エネ効果測定の方法等）。
  - 9) なお、COFIDEがエンドユーザー候補企業を対象に本TSLの省エネコンポーネントのワークショップを開催するのであれば、当該ワークショップの側面支援を行う。また、ワークショップでは参加者に対し本TSLの下で実施される付随サービス（省エネ診断、投資計画作成支援、サブローン申請支援等）について説明する。
- (18) COFIDE、および、必要に応じて、本TSLにより雇用される事業全体監理コンサルタントとの協働体制で、パイロットプロジェクトの経験を活かし、ディーゼルコンポーネントの実施促進に向け、以下の支援を行う。
- 1) パイロットプロジェクト実施により得た気づきや留意点に基づき、必要に応じて、ディーゼルコンポーネントの融資制度を更新する。
  - 2) 本TSLの活用可能性のあるエンドユーザー候補企業を特定し（エンドユーザー候補企業のリストアップ）、営業方法を検討する。
  - 3) 必要に応じて、上記エンドユーザー候補企業に対し、低排ガスディーゼル車メーカー等とのマッチングの側面支援を行う。
  - 4) 投資を決定した上記エンドユーザーへ、仲介金融機関へのサブローン申請手続きを側面支援する。
  - 5) 必要に応じて、仲介金融機関およびCOFIDEに対して、ディーゼルコンポーネントのサブローンにかかる審査手続きの側面支援を行う（技術審査支援やGHG排出削減量の測定支援等）。
  - 6) 必要に応じて、仲介金融機関およびCOFIDEに対しディーゼルコンポーネントの融資制度を説明し、エンドユーザー候補企業からのサブローン申請のスクリーニング方法や審査時のポイントについて説明する（技術的側面やGHG排出削減量の測定方法等）。
- (19) 第三次現地調査結果報告書（和文・西文）を作成し、COFIDEおよびJICAペルー事務所に提出し、進捗状況について報告する。

#### 【第四次国内調査】

- (20) 第三次現地調査の結果について、第三次現地調査結果報告書（和文・西文）をJICAに提出し、進捗状況について報告する。
- (21) これまでの調査結果を取りまとめてドラフト・ファイナルレポート（DF/R）を作成し、JICAに提出する。



(22) DF/Rに対するJICAからのコメントを取りまとめ、ファイナルレポート(F/R)を作成する。

(23) F/R内容についてJICAの合意を得た上で、F/RをJICAに提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。なお、本契約における成果品はF/Rとする。また、DF/RおよびF/Rには要約を付ける。また、西文報告書については、必ず事前にネイティブチェックを行うこと。

#### 1) IC/R

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後1ヶ月以内

部数：和文2部・西文3部（簡易製本）

#### 2) 第一次現地調査結果報告書

記載事項：第一次現地調査結果等

提出時期：第一次現地調査終了時

部数：和文2部・西文3部（ホチキス止め）

#### 3) 第二次現地調査結果報告書

記載事項：第二次現地調査結果等

提出時期：第二次現地調査終了時

部数：和文2部・西文3部（ホチキス止め）

#### 4) 第三次現地調査結果報告書

記載事項：第三次現地調査結果等

提出時期：第三次現地調査終了時

部数：和文2部・西文3部（ホチキス止め）

#### 5) DF/R

記載事項：調査結果の取りまとめ

提出時期：第三次現地調査終了後1ヶ月を目途

部数：和文2部・西文3部（簡易製本）、要約版 和文2部、西文3部（簡易製本）

#### 6) F/R

記載事項：業務結果の全体成果

提出時期：2017年2月下旬頃

部数：和文4部・西文5部（製本）、要約版 和文4部、西文5部（製本）、CD-R 和文4部・西文5部

なお、CD-Rには、データベースとして、省エネ機器、低排ガスディーゼル車、エンドユーザー候補のリスト、並びに省エネコンポーネントおよびディーゼルコンポーネントの融資制度構築のために作成した資料（申請書や審査書類ひな形等）を含める。

## 1. 業務工程

下記の工程表のとおり、2016年3月上旬より業務を開始し、2017年3月上旬を目途に業務を終了する。業務工程および各報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

	2015年度			2016年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
国内調査	■														
現地調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
報告書提出時期															
インセプションレポート		■													
第一次現地調査結果報告書			■												
第二次現地調査結果報告書						■									
第三次現地調査結果報告書									■						
ドラフトファイナルレポート											■				
ファイナルレポート													■		

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### (1) 業務量の目途

合計 12.5 M/M

### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より効果的・効率的な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

指示書に記載された格付け目安を超える格付け提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

- 1) 総括／省エネ・金融支援・実施促進（2号）
- 2) 省エネ・金融制度（3号）

なお、総括／省エネ・金融支援・実施促進については、西語ができることが望ましい。

### (3) 通訳の配置

現地調査時の日西ないし英西通訳については、現地備上を可とする。

### (4) 現地補助要員／現地再委託

本業務においては、本業務の支援のため、省エネコンポーネント用の現地補助要員を10か月程度、ディーゼルコンポーネント用の現地補助要員を9か月程度の備上を認める。なお、本業務の実施においては、本邦コンサルタントによるエネルギー効率化にかかる知見と現地で経験豊富なペルーの公的融資制度および市場にかかる知見の統合的な活用が必要不可欠であるため、選定に当たっては、COFIDEと十分に協議を行う。

また、省エネ診断や融資制度構築支援等の一部業務を、経験・知見を豊富に有する現地の大学、NGO、コンサルタント等に再委託することが必要と判断した場合には、プロポーザルにてその理由を付して提案すること。現地再委託に際しては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り、選定および契約を行うこととし、再委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託の経費についても本見積もりに含めること。

#### 4. COFIDE による便宜供与

JICA は 2015 年 12 月に本業務の実施について COFIDE と覚書を締結しており、当該覚書に基づいて COFIDE からは以下の便宜供与が与えられる。

- 本 TSL の下で円借款により雇用されるコンサルタントの確実な雇用
- 執務スペースの提供
- 本業務コンサルタントが求める情報の適時の提供
- 小規模ワークショップおよび各種会議における調整、参加企業の招待、会議室の提供、小規模ワークショップへの参加、会議への同行
- 本業務コンサルタントが雇用する現地再委託の支援（候補者の推薦等）
- カウンターパート職員の配置
- 本業務の相手国関係機関として、進捗モニタリングおよび改善策の提供
- 本業務コンサルタントが作成する各種書類のレビューおよび適時のコメント
- サブローンの形成における、COFIDE による迅速な審査の実施（仲介金融機関における手続きの支援を含む）

#### 5. 参考資料

- (1) 公開資料  
特になし
- (2) 配布資料／貸与資料  
特になし。

#### 6. その他の留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所、COFIDE 等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査の安

全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA ペルー事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意する。

現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上